

# 保育士登録は

# お済みですか？



保育士の資格を取るためには、指定保育士養成施設を卒業するか、保育士試験に合格する必要がありますが、それだけでは保育士として働くことはできません。保育士として働くためには、「保育士登録」を済ませ、保育士証の交付を受けなければなりません。一度交付を受ければ更新手続きをする必要はありませんが、結婚等に伴う変更手続きは必要となります。今は保育士として仕事をしていない方も、働きたいと思ったときにスムーズに就職・転職できるように早めに登録を済ませておくことがお勧めです。

また、保育士として働いてみたいとお考えの方は、正規職員に限らず、パート職員で働く場合も登録手続きや変更手続きを忘れずに行いましょう。手続き方法や、手数料については以下の通りです。



## ○初めて保育士登録をする場合

①登録事務処理センターより「保育士登録手引き」を取り寄せる。

「保育士登録手引き」とは、申請書や記入例がセットになった書類のことです。

取り寄せる際には、送信用封筒1枚・返信用封筒(角形2号)1枚、送信用返信用封筒に貼る必要金額分の切手が必要です。

②「保育士登録手引き」が届いたら、専用の払込用紙で手数料4,200円を支払う。

③必要書類を揃えて、登録事務処理センターへ簡易書留郵便で郵送する。

必要書類・・・保育士登録申請書・振替払込受付証明書・現在の戸籍抄本  
保育士資格を証明する書類原本

※センターでは窓口業務を行っていないため、手続きは郵送のみです。

保育士証の交付には1~2ヶ月かかるので、早めの手続きがお勧めです。



## ○結婚等で名字や氏名が変わった場合

①登録事務処理センターより「書換え手引き」を取り寄せる。

②「書換え手引き」が届いたら、専用の払込用紙で手数料1,600円を支払う。

③必要書類を揃えて、登録事務処理センターへ簡易書留郵便で郵送する。

必要書類・・・現在の戸籍抄本・保育士証・保育士証書換え交付申請書・振替払込受付証明書

※引越して住所が変わった場合は、本籍地の都道府県が変わらなければ手続きは不要です。

保育士証を紛失した場合は、「再交付手引き」を取り寄せ、手数料1,100円を支払います。

## ○登録事務処理センター

住所：〒102-0083 東京都千代田区麴町 1-6-2

電話：03-3262-1080

